

太陽光発電設備からの電力買取
に関する契約約款

2026年1月12日実施

リニューアブルトレード株式会社

太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款

目次

I 総則	4
1 適用.....	4
2 この買取約款の変更.....	4
3 定義.....	5
4 単位および端数処理.....	6
5 実施細目.....	6
II 買取契約の申込み	6
6 買取契約の要件.....	6
7 買取契約の申込み.....	7
8 買取契約の成立、更新および契約期間.....	7
9 電気方式または標準周波数等.....	8
10 買取契約の単位.....	8
11 電力買取の開始.....	8
12 承諾の限界.....	8
13 買取契約書の作成.....	8
III 買取料金の算定および支払い	8
14 買取料金.....	8
15 買取料金の適用開始の時期.....	9
16 買取料金の算定期間.....	9
17 買取電力量の計量等.....	9
18 買取料金の支払方法等.....	9
19 系統連系受電サービス料金.....	9
IV 電力買取	10
20 適正契約の保持.....	10
21 電力買取の停止または制限もしくは中止.....	10
22 損害賠償等.....	11
23 電力買取にともなう発電者の協力.....	11

V 買取契約の変更および終了	12
24 買取契約の変更	12
25 買取契約の解約等	12
26 買取契約終了後の債権債務関係	13
VI 工事費負担金等相当額	13
27 工事費負担金等相当額	13
28 工事費負担金等相当額の申し受けおよび精算	13
VI その他	14
29 守秘義務	14
30 発電者に係る個人情報の利用	14
31 反社会的勢力の排除	14
32 管轄裁判所	15
33 誠実協議	15
附則：実施期日	16
別表：買取料金の支払方法、および支払期日	17

太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款

I 総則

1 適用

- (1) この太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款（以下「この買取約款」といいます。）は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に発電者の太陽光発電設備（以下「当該発電設備」といいます。）を電氣的に接続（以下「系統連系」といいます。）し、発電者自らが消費する電力を除いた電力（当該発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「買取電力」といいます。）を一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して当社が買取するときの契約（以下「買取契約」といいます。）条件を定めたものです。
- (2) この買取約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

区域の名称	対象となる地域
東京エリア	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 および静岡県（富士川以東）
中部エリア	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県

- (3) この買取約款は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 9 条第 1 項に定める認定を受けた太陽光発電設備には適用いたしません。
- (4) 本買取約款は、末尾添付の別表と一体になって、一つの約款を構成するものとする。

2 この買取約款の変更

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、効力発生日を定めて、この買取約款を変更することができるものとします。この場合、契約期間満了前であっても、効力発生日後は、買取料金その他の供給条件に対して、変更後の買取約款が適用されることとなります。
- ① 託送供給等約款およびその他の供給条件の変更により、この買取約款の変更が必要な場合
 - ② 法令、条例、規制等の制定または改廃により、この買取約款の変更が必要な場合
 - ③ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
 - ④ 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの変更により、この買取約款の変更が必要な場合

- ⑤ 電力広域的運営推進機関の業務規程または送配電等業務指針の変更により、この買取約款の変更が必要な場合
- ⑥ 電力市場における卸電力の価格の変動、石油等の燃料価格の変動等により、買取電力量料金単価の変更が必要と当社で判断した場合
- ⑦ その他当社が必要と判断した場合

(2) 本約款を変更する際には、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生日を当社 Web サイト (<https://renewabletrade.jp/>) 上に掲示、お客様ポータルサイトでの通知、またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。

3 定義

次の言葉は、この買取約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 太陽光発電設備
太陽光エネルギー源を電気に変換する設備およびその付属装置をいいます。
- (2) 一般送配電事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める事業者をいいます。
- (3) 託送供給等約款
電気事業法第 18 条の規定にしたがい、発電場所を供給区域とする一般送配電事業者が定めた託送供給等約款で、経済産業大臣の認可を受けたものをいいます。
- (4) 発電者
当該発電設備により電気を発電する者をいいます。
- (5) 発電場所
当該発電設備により電気を発電する場所をいい、託送供給等約款における発電場所にかかる規定に準ずるものといたします。
- (6) 接続契約
当該発電設備を一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に系統連系するための契約をいいます。
- (7) 買取電力
当該発電設備において発電した電気のうち、発電者が当社に供給する電力（キロワット）をいいます。
- (8) 買取電力量
当該発電設備において発電した電気のうち、発電者が当社に供給する電力量（キロワット時）をいいます。

(9) 設備 I D

当該発電設備または事業計画の認定時に当該発電設備に割り振られる I Dをいいます。

(10) 発電出力

当該発電設備の定格発電出力（キロワット）をいい、この買取約款においては、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力といたします。ただし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。

(11) 発電バランシンググループ

託送供給等約款に定める発電量調整受電計画差対応電力等を算定する対象となる単位で、当社と一般送配電事業者において設定するものをいいます。

(12) 給電指令

当該発電設備の運用について、一般送配電事業者から指令することをいいます。

(13) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4 単位および端数処理

この買取約款において、買取料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 買取電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、一般送配電事業者が受電用電力量計により計量し、当社へ連絡する値の最小値といたします。
- (2) 買取料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この買取約款の実施上必要な細目的事項は、この買取約款の趣旨に則り、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

II 買取契約の申込み

6 買取契約の要件

発電者が当社との買取契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- (1) 一般送配電事業者との接続契約を締結していること。
- (2) 一般送配電事業者からの給電指令にしたがうこと。

- (3) 託送供給等約款における発電者に関する事項について遵守すること。
- (4) 電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、系統技術要件、一般送配電事業者との系統連系に関する運用申し合わせ事項および系統連系に係る設備設計のほか、監督官庁、業界団体または一般送配電事業者が定める系統連系に関係する業務の取扱いや技術要件に関する規定等を遵守すること。
- (5) 託送供給等約款に定めるところにより、当社の発電バランシンググループに属していただくこと。
- (6) 当該発電設備が発電した電気が有する非化石価値が当社に帰属することを承諾していただくこと。
- (7) 当社が一般送配電事業者を代理して、発電者との間で、系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結することを承諾していただくこと。

7 買取契約の申込み

発電者は、次の事項を明らかにして、当社所定の方法により申込みをしていただきます。

- (1) 発電者の名称および連絡先等
- (2) 発電場所
- (3) 受電地点特定番号
- (4) 発電出力
- (5) 設備 I D
- (6) 当該発電設備の概要
- (7) その他当社が必要と判断した事項

8 買取契約の成立、更新および契約期間

- (1) 買取契約は、発電者の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、余剰電力の買取のためのスイッチングが完了した日から2年間を経過する日まで、とします。

ロ 当社は、契約期間終了1か月前までに、発電者に対して、サービス提供期間終了後に契約が更新された場合の更新契約における買取電力料金単価を提示します。

ハ 契約期間終了14日前までに、発電者ないし当社より何らの申し出もないときは、買取契約は、買取電力料金単価を上記ロの提示額に変更の上、その他の契約内容は従前の内容と同一の内容にて、1年間、更新されるものとし、以後も同様とします。

ニ 契約期間終了14日前までに、発電者ないし当社のいずれかが契約を更新しない旨の通知を書面またはメールにて行った場合、買取契約は、契約期間終了日に終了するものとします。なお、本

契約終了後の余剰電力売却先の変更手続は、発電者が自身の責任と負担にて、行うものとします。

9 電気方式または標準周波数等

電気方式、標準周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、発電者と一般送配電事業者との接続契約と同一といたします。

10 買取契約の単位

当社は、原則として1発電場所につき1買取契約を結びます。

11 電力買取の開始

当社は、発電者の買取契約の申込みを承諾した後、買取開始に係る準備その他必要な手続を経て、スイッチングが完了した日より、電力買取を開始いたします。なお、買取開始日は、原則として再生可能エネルギー特別措置法第3条第1項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月以降の検針日といたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、一般送配電設備の供給設備の状況、発電者の債務の支払状況その他当社所定の審査によって、買取契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13 買取契約書の作成

特別の事情がある場合で、発電者または当社が必要とするときは、電力買取に関する必要な事項について、買取契約書を作成いたします。

Ⅲ買取料金の算定および支払い

14 買取料金

買取料金は、買取料金の算定期間を「1ヵ月」として、当月の買取電力量に、別表に記す買取電力量料金単価を乗じて得た金額といたします。なお、買取電力量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

15 買取料金の適用開始の時期

買取料金は、買取開始日から適用いたします。

16 買取料金の算定期間

- (1) 買取料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電力買取を開始し、または買取契約が終了した場合の買取料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、一般送配電事業者があらかじめ発電者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、買取料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電力買取を開始し、または買取契約が終了した場合の買取料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

17 買取電力量の計量等

- (1) 買取電力量は、一般送配電事業者の受電用電力量計により計量するものといたします。
- (2) 受電用電力量計は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者が取り付けるといたします。
- (3) 受電用電力量計の検針は、毎月、原則として検針日に一般送配電事業者が行なうものといたします。なお、当該検針の結果を当社が受領いたします。
- (4) 受電用電力量計に故障が生じたときは、発電者は、すみやかに一般送配電事業者にその旨を連絡するものとし、その故障期間内の買取電力量は、発電者と当社との協議をふまえ、当社と一般送配電事業者との協議によって決定するものといたします。
- (5) 受電用電力量計の検針、修理、交換または検査のために、一般送配電事業者が発電場所に立ち入ることがあります。発電者は正当な理由がない限り、当該事項について承諾をしていただきます。

18 買取料金の支払方法等

買取料金の支払方法および支払期日は、別表に定めるとおりといたします。

19 系統連系受電サービス料金

- (1) 系統連系受電契約に基づき発電者が負担すべき料金（以下「系統連系受電サービス料金」といいます。）については、その都度、発電者から当社にお支払いいただきます。支払われた料金についてはその都度、当社から一般送配電事業者を支払います。なお、系統連系受電サービス料金の支払は、

18 買取料金の支払方法等にもとづき算定された金額から当社が相殺することで行うことといたします。

(2) 当社は、(1)にもとづき発電者から受領した系統連系受電サービス料金について、その都度、発電者の代わりに一般送配電事業者を支払うものといたします。

(3) 発電者は、次に該当する場合、(1)および(2)によらず、系統連系受電サービス料金について、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じた払い込み等により、発電者自ら一般送配電事業者へ支払っていただくものとします。

イ 系統連系受電サービス料金を合計した額が 18 買取料金の支払方法等にもとづき算定された金額を上回る場合等で、当社と発電者、および当社と一般送配電事業者のそれぞれにおいて合意がなされた場合

ロ その他託送約款等に基づき、発電者が直接一般送配電事業者を支払う事項に該当した場合

(4) 当社は、発電者が直接一般送配電事業者を支払う事項に該当した場合を除き、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までの間、(2)に定める業務を無償で発電者より受託するものといたします。

IV電力買取

20 適正契約の保持

当社は、発電者との買取契約が電力買取の状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに買取契約を適正なものに変更していただきます。

21 電力買取の停止または制限もしくは中止

(1) 次のいずれかに該当し、これにより一般送配電事業者の託送供給等が停止した場合、電力買取を停止することがあります。

イ 発電者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のために緊急を要する場合

ロ 発電場所内の一般送配電事業者の電気工作物を発電者が故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合、

ハ 託送供給等約款の定め反して、一般送配電事業者の供給設備と発電者の電気設備との接続を行なった場合

ニ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用され、または電気を使用した場合

ホ その他託送供給等約款に反した場合

- (2) (1)に定めるほか、一般送配電事業者の託送供給等約款における給電指令の実施等に係る規定に準じて、電力買取を制限または中止することがあります。

22 損害賠償等

- (1) 発電者が電力買取にともない、当社または第三者に対し、発電者の責めとなる理由により損害を与えたときは、発電者は賠償の責めを負うものといたします。
- (2) 買取開始日の遅延または「20（電力買取の停止または制限もしくは中止）」によって電力買取を停止し、または制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当該発電設備の電圧上昇制御機能等の動作等、当社の責めとならない理由によって買取電力量が減少した場合には、当社は、その減少した買取電力量について補償の責めを負いません。

23 電力買取にとまなう発電者の協力

- (1) 当社は、必要に応じて発電者から当該発電設備の発電記録等は無償で提供していただきます。
- (2) 一般送配電事業者の供給設備または発電場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査等を行なう場合、一般送配電事業者または一般送配電事業者から委託を受けて保安業務を実施する者が発電場所内に立ち入ることができるものとし、発電者は正当な理由がない限り、当該事項について承諾をしていただきます。
- (3) 次の場合には、その旨を発電者からすみやかに一般送配電事業者に通知していただきます。
- イ 発電場所内の引込線等の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ 発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (4) 発電者が、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。

V 買取契約の変更および終了

24 買取契約の変更

- (1) 当該発電設備の全部もしくは一部の変更を希望される場合、または当該発電設備の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合には、あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。
- (2) 相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまでの買取契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力買取を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。
- (3) 発電者が買取契約の変更を希望される場合には、Ⅱ（買取契約の申込み）に定める新たに買取契約を希望される場合の手続きに準ずるものいたします。
- (4) 発電者が新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、契約の締結または変更について、当社に対して申し出ていただきます。
- (5) 当社は、発電者が系統連系受電契約の変更を当社に申し出た場合、発電量調整供給契約の変更として一般送配電事業者へ申し出いたします。

25 買取契約の解約等

- (1) 買取契約の成立後、発電者が買取契約を解約しようとする場合は、あらかじめその希望する解約希望期日を定めて、当社に通知していただきます。
 - イ 当社または一般送配電事業者は、発電者の電気設備または一般送配電事業者の供給設備において、電力買取を終了させるための適当な処置を行いません。なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をさせていただきます。
 - ロ 当社との買取契約を解約させ、他の小売電気事業者との買取契約に変更する場合の廃止日は、原則としてお客さまが新たに買取契約を締結する他の小売電気事業者の供給開始日と同一の日といたします。
- (2) 買取契約は、原則として発電者が当社に通知された解約希望期日に終了いたします。ただし、当社が発電者の解約通知を解約希望期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に買取契約が終了したものとみなします。また、発電者の電気設備または一般送配電事業者の供給設備において、発電者が通知した解約希望期日に買取契約を終了させるための措置をとることが困難であると当社が判断する場合、当社が解約希望期日に変えて、代わりの日を解約期日として定めることがあります。この場合については、当社は、合理的に可能な限り解約希望期日に近い期日を新たに解約期日と定め、発電者に書面その他の方法により通知します。
- (3) 当社は、次の場合には、買取契約を解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の15日前までに、お客様に解約する旨の通知を致します。

イ「20（電力買取の停止または制限もしくは中止）」によって電力買取を停止された発電者が、当社または一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合、発電者が、この買取約款によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合、または他の買取契約（すでに終了しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合

ハ 当該発電設備の更新等について適切な申込みをされない場合等、「19（適正契約の保持）」に定める適正契約への変更に応じていただけない場合

ニ この買取約款に規定された措置を講じていただけない場合、買取契約や買取約款に違反反した
場合

ホ その他、上記イ～ニに類する状況が発電者に認められた場合

- (4) 発電者が、(1)による通知をされないで、その発電場所から移転される等、当社との電力買取がなされていないことが明らかな場合には、当社または一般送配電事業者が、電力買取を終了させるための処置を行なった日に買取契約は終了するものといたします。
- (5) 一般送配電事業者が発電者との系統連系受電契約を解約する場合、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更いたします。
- (6) 発電者が系統連系受電契約の解約等終了後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて、承諾をしていただきます。

26 買取契約終了後の債権債務関係

契約期間中の買取料金その他の債権債務は、買取契約の終了によっては消滅いたしません。

VI 工事費負担金等相当額

27 工事費負担金等相当額

電力買取の開始または買取契約の変更等にともない一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その工事費等に相当する金額を発電者から申し受けます。

28 工事費負担金等相当額の申し受けおよび精算

当社は、工事費負担金等相当額を原則として工事着手前に申し受けます。なお、工事完成後に託送供給等約款にもとづき当社と一般送配電事業者が工事費等を精算する場合には、当社は、発電者とすみやかに工事費負担金相当額を精算するものといたします。

VIその他

29 守秘義務

発電者は、買取契約の締結により知りえた当社の秘密情報を厳に秘密として保持し、第三者に対して開示または漏洩してはならないものといたします。

30 発電者に係る個人情報の利用

- (1) 当社は、発電者の氏名、名称、電話番号、住所および当該発電設備の情報（稼働等の情報を含みます。）（発電者を識別できる情報をいい、以下総称して「発電者に係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社ホームページ等において通知いたします。
- (2) 当社は、発電者に係る個人情報について、電気事業その他関連する業務の健全な運営または発電者の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用いたします。
- (3) (2)の定めによるほか、当社は、発電者に係る個人情報について、当社ホームページ等において通知する「個人情報の取扱いについて」に定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

31 反社会的勢力の排除

- (1) 発電者には、買取契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し、保証していただきます。
 - イ 暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行なうことを助長するおそれがある団体）の構成員）
 - ロ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行なうおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行なう等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - ハ 暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行なう等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員）
 - ニ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行なうおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

ホ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行なうおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

ヘ 特殊知能暴力集団等（イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者）トその他イからヘに準ずる者

(2) 当社は、発電者が(1)に違反していることが判明した場合、または発電者が(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、ただちに買取契約を解約いたします。

32 管轄裁判所

この買取約款または買取契約について紛争が生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、これを東京地方裁判所といたします。

33 誠実協議

この買取約款に定めのない事項またはこの買取約款によりがたい特別な事情が生じた場合は、発電者および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附則：実施期日

この買取約款は、2026年1月12日から実施いたします。

別表：買取料金の支払方法、および支払期日

1. 本別表における買取料金単価の適用期間は買取開始日から2年経過する日までとします。
2. 各エリアの買取料金は下記の通りです。単価は、消費税相当額を含みます。

エリア	対象となる地域	単価
東京	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）	8.5 円/kWh
中部	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県	7.0 円/kWh

3. 買取料金の支払い方法

発電者の指定する金融機関の指定口座への振り込み

4. 買取料金の支払い期日

当社は、本買取約款第14条から第17条までの規定に基づき算定された買取料金額について、支払額の多寡にかかわらず、6月末日までに確定した金額は同年8月末日までに、12月末日までに確定した金額は翌年2月末日までに、発電者の指定口座に支払うものとします。

当該支払期日が、日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合は、その翌日に支払うものとします。

なお、一般送配電事業者から当社への買取電力量の提供が遅延するなど、当社の責によらない事由により買取料金額が確定できない場合、当該買取料金額は、次回の支払期日に繰り越して支払うものとします。

買取料金の支払いに際して発生する振込手数料は、発電者の負担とします。

5. 買取価格の変更

キャンペーン等により限定的に買取単価を変更する場合は、その適用要件及び効力発生日を定め、うえで、当社のホームページの掲載その他当社が適当と判断した方法により、お客様にあらかじめお知らせいたします。